

# 町が浄化槽を設置・維持管理も

## 市町村設置型で 浄化槽を整備していきます

生活排水を処理する方法には、公共下水道や集落排水処理施設、合併処理浄化槽などの方法があります。

また、自治体が行う合併処理浄化槽の整備には、個人が設置した浄化槽に補助金を交付する『個人設置型』と、市町村が浄化槽を設置し、維持管理も行う『市町村設置型』があります。

当町では平成20年度から『市町村設置型』に移行し、移行にあたって民間資金やノウハウを活用して公共施設などを整備するPFI手法での紀宝町営浄化槽整備推進事業に取り組んでいます。

同事業では、設置申請者に工事費の約2割の分担金（表①参照）を負担いただき、使用料を徴収しながら、くみ取りや保守点検、法定検査といった維持管理も町が責任を持って行っています。

▼詳しくは、役場環境衛生課（☎33-0338）までお問い合わせください。



4月から担当になりました

環境衛生課 中野良太

### 町営浄化槽のここがポイント!!

#### 設置は下水道サービスが実施

紀宝町営浄化槽整備推進事業では、PFI手法を導入し、浄化槽の設置業務、維持管理業務、使用料徴収業務を、町が契約する『紀宝町下水道サービス(株)』に業務委託しています。

浄化槽設置のご相談や見積りなどは、紀宝町下水道サービス(株)（TEL 0120-620-690）までお問い合わせください。

#### 表① 浄化槽設置にかかる分担金

浄化槽の種別	分担金の額
5人槽	165,500円
7人槽	208,340円
10人槽	276,800円
11人槽以上	環境衛生課で確認

※分担金には、7条検査費用8,000円が含まれています。

Purified

### 地域おこし協力隊とは

町から委嘱を受け、都市部から町に移り住み、地域協力活動をとおして、地域の活性化を図る制度です。手塚さんは2月から地域おこし協力隊として、商工・観光で町を盛り上げるため、活動に励んでいます。

## 地域おこし協力隊 活動日誌

手塚花のつぶやき vol.2



地域おこし協力隊 手塚花

私は4月から紀宝町を代表する熊野川をはじめとした観光資源や体験型ツアーについて学ぶため、三反帆のツアーを行っている熊野川体感塾に通っています。

北桧杖の熊野川体感塾へは町民バスを利用しているのですが、バスから見える風景が日々春の色に変わり行く様子にワクワクしています。

空気が綺麗で、すがすがしく、鳥のさえずりが聞こえ、野生のお猿さんまで見ることができました。雨上がりの山に湯気のように霧が立ち

上っている幻想的な風景を初めて見たときは、感激して一人騒いでしまいました。

熊野川体感塾の谷上さんのもとでは、木工技術を学んだり三反帆ツアーの接客を手伝ったりしています。ツアーには全国からさまざまな方がこられていて、ここを知るきっかけや三反帆の感想などを聞かせてもらっています。

これからの季節は川からの眺めがとても素敵ですので、ぜひ熊野川三反帆ツアーに遊びにきてください。



### フェイスブックをしています

町歩きで撮影した写真などを紹介しています。もっと町の魅力や名産品をPRしていけたらと思っていますので、町のおすすめの景色、食べ物、面白い人、紹介させてもらえるお店など、どんどん教えてください！ページのフォローをお願いします！



紀宝町地域おこし協力隊 facebook



谷上さんの指導のもと浅里食品加工場の看板作成中

Police

## 紀宝警察署 からのお知らせ

### 5月は自転車安全利用促進月間

- 1 自転車は、歩道と車道の区別があるところは原則車道を通行しましょう。
- 2 自転車は、道路の左端に寄って走りましょう。
- 3 歩道を進む場合は、車道寄りのところをすぐに停止できる速度で進み、歩行者の通行を妨げる場合は、一時停止しなければなりません。
- 4 安全ルールを守りましょう。
  - ・飲酒運転・二人乗り・並進の禁止
  - ・夜間はライト点灯
  - ・交差点での信号厳守と一時停止・安全確認
- 5 子どもはヘルメットを着用しましょう。

紀宝警察署（☎33-0110）

Eco

## 温暖化対策 のコーナー

### 電気ポット 保温は低めの温度で

お湯を沸かし、いつも適温に保温してくれる電気ポット。しかし、沸騰時はもちろん、保温している時にも電力を消費しているので、小さくても多くの電力を使用しています。保温温度は低めに設定して必要な時はその都度再沸騰させましょう。

また、就寝時や外出時など長時間使わないときは、節電モードを使用したり、プラグを抜くようにしましょう。

水の量も 控えめに



役場環境衛生課（☎33-0338）

Pet

シリーズ ペットと暮らす その1 ~いつまでもいっしょに~

今月のテーマ

## 猫も室内飼いが基本です



**猫** は犬と違い、つないで猫を飼っている方の中には、猫が自由に家の中と外を出入りできるように飼っている場合があります。

しかし、外に出た猫が、他人の庭や畑を荒らしたり、フンをしたりして、ご近所に迷惑をかけていることもあります。屋外では交通事故にいたり、感染症にかかったりする危険性もあります。猫の安全のためにも室内で飼うようにしましょう。

また、猫は非常にきれい好きです。トイレが汚いままだと別の場所でも用を足してしまいます。ご近所の敷地内でもフンや尿をして、迷惑をかけるように、必ず猫のトイレは清潔に保ちましょう。

なお、猫が近づかないための対策として、猫の苦手な「柑橘系」の匂いがするものや市販の忌避剤を撒いておく方法があります。そのほか、町で超音波式の猫よけ機器を希望者に2週間、無料で貸し出ししています。

▼詳しくは、役場環境衛生課（☎33-0338）までお問い合わせください。